

29文科高第1196号
平成30年4月4日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長

文部科学省高等教育局長
義 本 博 司

(印影印刷)

文部科学省研究振興局長
磯 谷 桂 介

(印影印刷)

国立大学法人，大学共同利用機関法人，公立大学法人及び独立行政法人国立高等
専門学校機構に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税承認
の税制改正に係る告示の公示について（通知）

国立大学法人，大学共同利用機関法人，公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）に対して個人が現物資産を寄附し、その資産が2年以内に公益目的事業の用に直接供される等の要件を満たす場合，租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づき国税庁長官の承認を得ることで，みなし譲渡所得税が非課税（以下「非課税措置」という。）となり、さらに一定の要件を満たす場合には、国税庁長官の非課税承認の決定が寄附者の申請から1月以内に行われなかったときは自動的に承認があったものとみなす承認に係る特例（以下「承認特例」という。）が設けられています。平成30年度税制改正により，この承認特例が国立大学法人等にも適用されるとともに，特定買換資産の特例が創設されました。

国立大学法人等の承認特例における一定の要件は，国立大学法人等が所轄庁の確認を受けた基金（以下「基金」という。）の中で寄附資産を管理すること等であり，当該基金で管理することをもって，当該寄附資産が公益目的事業の用に直接供されると判断されることとなります。なお，承認特例の適用を受けた資産を基金で管理する場合，当該資産の構成を組み替えた場合（土地から有価証券等へ組み替えた場合等）も引き続き，非課税措置を受けることができます。

また，既に租税特別措置法第40条第1項後段の規定に基づき非課税承認を受けた寄附資産は2年以上公益目的事業の用に直接供したこと等の要件を満たす場合に、引き続き非課税措置を受けることができますが、当該資産であっても，基金に組み入れて管理し，その後買換えた資産（特定買換資産）を当該基金の中で管理する等の要件を満たす場合には，国立大学法人等が国税庁長官へ必

要書類を提出することで、引き続き非課税措置を受けることができるようになります。

この承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、国立大学法人等において、一定の要件を満たした基金を設置し、所轄庁の確認を受ける必要があります。この要件等を定めるため、別添1のとおり、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第7項第2号イ及びロ（2）の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成30年3月31日内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「本告示」という。）を公示しました。

本告示の概要等は下記のとおりですので、各国立大学法人等におかれましては、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

今回の拡充によって、寄附者にとっては非課税措置が受けられるかどうかの判定が早くなり、寄附を行いやすくなります。また、国立大学法人等にとっても寄附された資産の構成を組み替えることが可能となり、資産の有効活用ができるようになります。各国立大学法人等におかれましては、本制度を積極的に活用していただくとともに、引き続き寄附獲得に向けた取組の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

記

本告示の概要

- (1) 租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ及びロ（2）に規定する業務及び所轄庁（第1項関係）

別表<抜粋>

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
国立大学法人	国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務	文部科学大臣
大学共同利用機関法人	国立大学法人法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務	文部科学大臣
公立大学法人	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第2号に掲げる業務（出資に係るものを除く。）	文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第12条第1項第1号から第4号までに掲げる業務	文部科学大臣

- (2) 租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ及びロ（2）に規定する方法（基金の要件等）（第2項関係）

- ①当該基金が、他の経理と区分して整理されていること
- ②当該基金が上記別表に掲げる業務に充てられることが確実であること
- ③当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金を

もって取得した資産を含む。)を当該基金に組み入れることとしていること

- ④当該基金への財産の組入れ, 当該基金に組み入れた財産の運用, 当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること
- ⑤当該基金に組み入れた財産の種類, 贈与等をした者の当該財産の取得価額, 当該財産の贈与等の時における価額(当該贈与等に係る財産の譲渡をし, 当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額, 当該資産の種類及び取得価額を含む。)及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを, 毎事業年度終了後3月以内に, 文部科学大臣に提出するとともに, その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間, 当該国立大学法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること

添付資料

- 別添1 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第7項第2号イ及びロ(2)の規定に基づき, 内閣総理大臣, 総務大臣, 財務大臣, 文部科学大臣, 厚生労働大臣, 農林水産大臣, 経済産業大臣, 国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務, 事業, 方法及び所轄庁を定める告示(平成30年3月31日内閣府, 総務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省告示第1号)
- 別添2 国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～申請の手引き～(暫定版)
 - ※申請の手引きは4月中に確定版をお送りする予定です。

【問合せ先】

(国立大学法人について)

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話: 03-6734-3760

メールアドレス: hojinka@mext.go.jp

(大学共同利用機関法人について)

文部科学省研究振興局学術機関課企画指導係

電話: 03-6734-4169

メールアドレス: gakkikan@mext.go.jp

(公立大学法人について)

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

電話: 03-6734-3370

メールアドレス: daigakuc@mext.go.jp

(独立行政法人国立高等専門学校機構について)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話: 03-6734-3347

メールアドレス: senmon@mext.go.jp